

監査基準報告書 800「特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対する監査」の改正について

2024年9月26日

日本公認会計士協会

新	旧
<p>監査基準報告書 800</p> <p>特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対する監査</p> <p style="text-align: right;">2014年4月4日 改正 2020年3月17日 改正 2021年1月14日 改正 2021年8月19日 改正 2022年10月13日 改正 2023年1月12日 <u>最終改正</u> 2024年9月26日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第38号)</p> <p>《I 本報告書の範囲及び目的》 (省 略)</p> <p>《II 要求事項》 (省 略)</p> <p>《3. 意見の形成と監査報告における考慮事項》 (省 略)</p> <p>《(1) 適用される財務報告の枠組みについての記述》</p> <p>11. 監査基準報告書 700 第 15 項に基づき、監査人は、財務諸表において、適用される財務報告の枠組みについて適切に記述されているかどうかを評価しなければならない。財務諸表が、契約書において定められている財務報告の枠組みに係る取決めに準拠して作成される場合、監査人は、財務諸表において、財務報告の枠組みに係る取決めに係る全ての重要な解釈について適切に記述されているかどうかを評価しなければならない。</p> <p style="text-align: right;">(省 略)</p>	<p>監査基準報告書 800</p> <p>特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対する監査</p> <p style="text-align: right;">2014年4月4日 改正 2020年3月17日 改正 2021年1月14日 改正 2021年8月19日 改正 2022年10月13日 <u>最終改正</u> 2023年1月12日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第38号)</p> <p>《I 本報告書の範囲及び目的》 (省 略)</p> <p>《II 要求事項》 (省 略)</p> <p>《3. 意見の形成と監査報告における考慮事項》 (省 略)</p> <p>《(1) 適用される財務報告の枠組みについての記述》</p> <p>11. 監査基準報告書 700 第 13 項に基づき、監査人は、財務諸表において、適用される財務報告の枠組みについて適切に記述されているかどうかを評価しなければならない。財務諸表が、契約書において定められている財務報告の枠組みに係る取決めに準拠して作成される場合、監査人は、財務諸表において、財務報告の枠組みに係る取決めに係る全ての重要な解釈について適切に記述されているかどうかを評価しなければならない。</p> <p style="text-align: right;">(省 略)</p>

新	旧
<p>《Ⅲ 適用指針》</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>《3. 監査の計画と実施における考慮事項》 (第8項参照)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>A12. 監査基準報告書 260「監査役等とのコミュニケーション」では、監査人はガバナンスの構造に応じてコミュニケーションを行うことが適切な者を判断することが求められている(監基報 260 第 11 項参照)。監査基準報告書 260 では、ガバナンスに責任を有する全ての者が経営にも関与している場合を記載している。こうした場合、状況に応じて要求事項に従ったコミュニケーションを行う。完全な一組の一般目的の財務諸表に加えて、特別目的の財務諸表が作成されている場合、特別目的の財務諸表作成の監視責任を有する者と、一般目的の財務諸表作成の監視責任を有する者と同じではないことがある。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>《Ⅳ 適用》</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本報告書(2022年10月13日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> － 監査基準報告書(序)「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」(2022年7月21日改正) ・ 本報告書(2023年1月12日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> － 倫理規則(2022年7月25日変更) ・ 本報告書(2024年9月26日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> － 監査基準報告書 260「監査役等とのコミュニケーション」(2024年9月26日改正) － 監査基準報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」(2024年9月26日改正) </div> <p>《付録 特別目的の財務諸表に対する監査報告書の文例》 (A13項参照)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>《文例2》</p> <p>文例の前提となる状況</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会社の機関は取締役のみであり、監査役等は置かれていない(監基報700のA50項参照)。 <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>《Ⅲ 適用指針》</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>《3. 監査の計画と実施における考慮事項》 (第8項参照)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>A12. 監査基準報告書 260「監査役等とのコミュニケーション」では、監査人はガバナンスの構造に応じてコミュニケーションを行うことが適切な者を判断することが求められている(監基報 260 第 10 項参照)。監査基準報告書 260 では、ガバナンスに責任を有する全ての者が経営にも関与している場合を記載している。こうした場合、状況に応じて要求事項に従ったコミュニケーションを行う。完全な一組の一般目的の財務諸表に加えて、特別目的の財務諸表が作成されている場合、特別目的の財務諸表作成の監視責任を有する者と、一般目的の財務諸表作成の監視責任を有する者と同じではないことがある。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>《Ⅳ 適用》</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本報告書(2022年10月13日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> － 監査基準報告書(序)「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」(2022年7月21日改正) ・ 本報告書(2023年1月12日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> － 倫理規則(2022年7月25日変更) </div> <p>《付録 特別目的の財務諸表に対する監査報告書の文例》 (A13項参照)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>《文例2》</p> <p>文例の前提となる状況</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会社の機関は取締役のみであり、監査役等は置かれていない(監基報700のA46項)。 <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

以 上